

## 議案第 1 号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置に伴う関係規則の整備に関する規則について

以下の理由により、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置に伴う関係規則の整備に関する規則案を別紙のとおり提出する。

平成27年10月22日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

### 理 由

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）において沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（乙第6号議案）が可決されたことに伴い、同センター職員の職制や勤務時間を定めるなど、関係する教育委員会規則の規定を整備する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

### 【参考・根拠規定】

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例  
（乙第6号議案）

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例を施行するために必要な入舎等の手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前に行うことができる。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

第1条 沖縄県教育庁組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条の2に次の1号を加える。

(9) 離島児童生徒支援センターに関すること。

第31条に次の1号を加える。

(11) 沖縄県立離島児童生徒支援センター

(沖縄県立教育機関組織規則の一部改正)

第2条 沖縄県立教育機関組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県立教育機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第24号)」の次に「及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例(平成27年沖縄県条例第 号)」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(離島児童生徒支援センター)

第4条の2 沖縄県立離島児童生徒支援センター(以下「離島児童生徒支援センター」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 予算、決算その他会計事務に関すること。

(2) 公印の管守に関すること。

(3) 施設設備の管理に関すること。

(4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。

(5) 舎室に入舎した生徒の寄宿及び生活指導に関すること。

(6) 舎室及び交流室の使用に関すること。

第5条中「及び埋蔵文化財センター」を「、埋蔵文化財センター及び離島児童生徒支援センター」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

第14条の2 離島児童生徒支援センターに、特に必要のあるときは、主任専門職員を置くことができる。

2 主任専門職員は、上司の命を受け、離島児童生徒支援センターの専門的な指導に従事する。

第17条中

「	専門員	上司の命を受け、専門的事務に従事する。	」を
「	専門員 専門職員	上司の命を受け、専門的事務に従事する。 上司の命を受け、離島児童生徒支援センターの専門的な指導に従事する。	」に改める。

(沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部改正)

第3条 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び沖縄県立埋蔵文化財センター」を「、沖縄県立埋蔵文化財センター及び沖縄県立離島児童生徒支援センター」に改める。

附 則

この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例(平成27年沖縄県条例第号)の施行の日から施行する。

## 規則案の概要の説明

課名 教育庁総務課

## 1 件名

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置に伴う関係規則の整備に関する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）において沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（乙第6号議案）が可決されたことに伴い、同センター職員の職制や勤務時間を定める必要があることなどから、関係する教育委員会規則の規定を整備する必要がある。なお、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例附則第2項により、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前に行うことができる。

## 3 規則案の概要

(1) 次の3規則について、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の施行に伴う規定の整備を行う。

ア 沖縄県教育庁組織規則〈第1条〉

イ 沖縄県立教育機関組織規則〈第2条〉

ウ 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則〈第3条〉

(2) この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。〈附則〉

## 4 根拠法令

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例  
（乙第6号議案）

## 5 添付資料

(1) 新旧対照表

新旧対照表

新	旧
<p>沖縄県教育庁組織規則</p> <p>昭和47年5月15日 教育委員会規則第1号</p> <p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>(教育支援課の分掌事務)</p> <p><b>第4条の2</b> 教育支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校の設備整備に関すること。</p> <p>(2) 県立特別支援学校の特別支援教育就学奨励事業に関すること。</p> <p>(3) 県立高等学校定時制課程及び通信制課程に係る修学奨励事業に関すること。</p> <p>(4) 県立学校の運営費 (他課の所管に属するものを除く。) に関すること。</p> <p>(5) 県立高等学校の授業料等に関すること。</p> <p>(6) 市町村立学校の設備整備事業及び就学奨励事業等の助成に関すること。</p> <p>(7) 教育情報及び行政情報化に関する総合的企画並びに調整に関すること。</p> <p>(8) 児童生徒の修学に係る負担軽減に関すること (他課の所管に属するものを除く。)</p> <p>(9) <u>離島児童生徒支援センターに関すること。</u></p> <p>第5条から第30条まで (略)</p> <p>(教育機関)</p> <p><b>第31条</b> 教育委員会の所管に属する教育機関は、学校のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 沖縄県立総合教育センター</p> <p>(2) 沖縄県立図書館</p> <p>(3) 沖縄県立博物館・美術館</p> <p>(4) 沖縄県立埋蔵文化財センター</p> <p>(5) 沖縄県立名護青少年の家</p> <p>(6) 沖縄県立糸満青少年の家</p>	<p>沖縄県教育庁組織規則</p> <p>昭和47年5月15日 教育委員会規則第1号</p> <p>(教育支援課の分掌事務)</p> <p><b>第4条の2</b> 教育支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校の設備整備に関すること。</p> <p>(2) 県立特別支援学校の特別支援教育就学奨励事業に関すること。</p> <p>(3) 県立高等学校定時制課程及び通信制課程に係る修学奨励事業に関すること。</p> <p>(4) 県立学校の運営費 (他課の所管に属するものを除く。) に関すること。</p> <p>(5) 県立高等学校の授業料等に関すること。</p> <p>(6) 市町村立学校の設備整備事業及び就学奨励事業等の助成に関すること。</p> <p>(7) 教育情報及び行政情報化に関する総合的企画並びに調整に関すること。</p> <p>(8) 児童生徒の修学に係る負担軽減に関すること (他課の所管に属するものを除く。)</p> <p>(9) <u>離島児童生徒支援センターに関すること。</u></p> <p>第5条から第30条まで (略)</p> <p>(教育機関)</p> <p><b>第31条</b> 教育委員会の所管に属する教育機関は、学校のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 沖縄県立総合教育センター</p> <p>(2) 沖縄県立図書館</p> <p>(3) 沖縄県立博物館・美術館</p> <p>(4) 沖縄県立埋蔵文化財センター</p> <p>(5) 沖縄県立名護青少年の家</p> <p>(6) 沖縄県立糸満青少年の家</p>

<p>(7) 沖縄県立石川青少年の家 (8) 沖縄県立玉城青少年の家 (9) 沖縄県立宮古青少年の家 (10) 沖縄県立石垣青少年の家 (11) 沖縄県立離島児童生徒支援センター</p> <p>第32条から第35条まで (略)</p> <p><b>附 則</b> この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例 (平成27年沖縄県条例第 号) の施行の日から施行する。</p>	<p>(7) 沖縄県立石川青少年の家 (8) 沖縄県立玉城青少年の家 (9) 沖縄県立宮古青少年の家 (10) 沖縄県立石垣青少年の家</p>
--	---

新旧対照表

新	旧
<p>沖縄県立教育機関組織規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>昭和47年5月15日 教育委員会規則第2号</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立教育機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第24号)及び沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例(平成27年沖縄県条例第 号)に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第4条まで(略)</p> <p>(離島児童生徒支援センター)</p> <p>第4条の2 沖縄県立離島児童生徒支援センター(以下「離島児童生徒支援センター」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予算、決算その他会計事務に関すること。</p> <p>(2) 公印の管守に関すること。</p> <p>(3) 施設設備の管理に関すること。</p> <p>(4) 職員の仕事及び福利厚生に関すること。</p> <p>(5) 舎室に入舎した生徒の寄宿及び生活指導に関すること。</p> <p>(6) 舎室及び交流室の使用に関すること。</p> <p>(職制等)</p> <p>第5条 総合教育センター、図書館、埋蔵文化財センター及び離島児童生徒支援センター(以下「教育機関」という。)を置く。</p> <p>2 所長等は、上司の命を受け、当該教育機関が所掌する事務を掌理する。</p> <p>第6条から第14条まで(略)</p> <p>第14条の2 離島児童生徒支援センターに、特に必要のあるときは、主任専門職員を置くことができる。</p> <p>2 主任専門職員は、上司の命を受け、離島児童生徒支援センターの専門的な指導に従事する。</p>	<p>沖縄県立教育機関組織規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>昭和47年5月15日 教育委員会規則第2号</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立教育機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第24号)に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職制等)</p> <p>第5条 総合教育センター、図書館及び埋蔵文化財センター(以下「教育機関」という。)に、所長又は館長(以下「所長等」という。)を置く。</p> <p>2 所長等は、上司の命を受け、当該教育機関が所掌する事務を掌理する。</p>

第15条及び第16条（略）

第17条 前条に規定する職員の職及び職務は、第5条から第15条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	研究主事	上司の命を受け、指導及び研究に従事する。
	専門員	上司の命を受け、専門的事務に従事する。
	専門職員	上司の命を受け、離島児童生徒支援センターの専門的な指導に従事する。
	副主査	上司の命を受け、担任業務を分掌する。
	司書	上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。
主任	主任	上司の命を受け、業務を分掌する。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。
	副主査	上司の命を受け、担任業務を分掌する。
技術職員	主任	上司の命を受け、技術を分掌する。
	技師	上司の命を受け、技術に従事する。
	運転士	上司の命を受け、運転業務に従事する。
その他の職員	用務員	上司の命を受け、単純な業務に従事する。

第18条から第20条まで（略）

附 則

この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第 号）の施行の日から施行する。

第17条 前条に規定する職員の職及び職務は、第5条から第15条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	研究主事	上司の命を受け、指導及び研究に従事する。
	専門員	上司の命を受け、専門的事務に従事する。
	副主査	上司の命を受け、担任業務を分掌する。
	司書	上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。
	主任	上司の命を受け、業務を分掌する。
主任	主任	上司の命を受け、事務に従事する。
	副主査	上司の命を受け、担任業務を分掌する。
	技師	上司の命を受け、技術に従事する。
その他の職員	運転士	上司の命を受け、運転業務に従事する。
	用務員	上司の命を受け、単純な業務に従事する。

新旧対照表

新	旧
<p>沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則</p> <p>昭和47年5月29日 教育委員会規則第22号</p> <p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(各機関の職員の勤務時間)</p> <p>第4条 沖縄県教育庁教育事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>2 沖縄県立図書館、沖縄県立埋蔵文化財センター及び沖縄県立離島児童生徒支援センターに勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>3 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前2項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の長が定める。</p> <p>4 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>5 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>第5条から第7条まで (略)</p> <p>附 則 この規則は、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例(平成27年沖縄県条例第 号)の施行の日から施行する。</p>	<p>沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則</p> <p>昭和47年5月29日 教育委員会規則第22号</p> <p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(各機関の職員の勤務時間)</p> <p>第4条 沖縄県教育事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>2 沖縄県立図書館及び沖縄県立埋蔵文化財センターに勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>3 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前2項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の長が定める。</p> <p>4 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>5 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。</p>